

農業振興公社だより

農業所得申告は収支計算が原則、所得標準計算が変わります

農業所得の算出は、収支計算が原則です。

平成十五年分の農業所得申告から『作付け面積二ヘクタール未満の水稲（自家用畑含む）』以外の農業所得標準が廃止されます。

このため、販売を目的とする野菜や果樹を作付けしている方や肉用牛や乳牛を飼育している方は、平成十五年分の所得申告から、水稲及び自家用畑を含むすべての農産物について、実際の収入金額から実際の必要経費を差し引く『収支計算』により、農業所得を算出していただくこととなります。

平成十五年分の申告から収支計算をスムーズに行っていたため、収入及び必要経費の記録・記帳、領収書等の保存が必要で



農業経営の一層の改善と合理化を図るためには、個別の事情を反映できる収支計算が有利ですし、青色申告の承認を受けた方には、白色申告にはない多くの特典が認められています。

① 青色申告特別控除

青色申告をしている人は、所得金額から一〇万円を差し引くことができます。また、複式簿記に従って記録している方は、一〇万円に代えて最高五十五万円の特別控除が受けられます。簡易帳簿により記帳している方は平成十七年分までは最高四十五万円の特別控除が受けられます。

※特別控除の適用には帳簿書類により作成した貸借対照表、損益計算書等の添付、期限内に確定申告書を提出した場合に限られます。

② 青色事業専従者給与

青色申告の場合には、事業主と生計を一にしている配偶者や十五歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に給与を支払う場合、仕事の内容や従事の程度等に照らしてふさわしい額である場合は、その全額を必要経費に算入することができます。

③ 純損失の繰り越し控除

事業所得等に損失が生じた場合には、翌年以降三年間に損失額を繰り越して控除することができま

す。また前年も青色申告されている方は、損失額を前年の所得から控除することにより、既に納めている所得税の額を限度として還付を受けることもできます。

青色申告をする方は、青色申告をしようとする年の三月十五日までに大河原税務署（所轄税務署）へ『所得税の青色申告承認申請書』を提出することで青色申告をすることができ

ます。また、作付け面積二ヘクタール未満の水稲（自家用畑の作付けがある場合を含む）標準は平成十五年分の申告から名称を『農業所得簡易計算』と改め、簡易な計算方式に変更します。

平成十五年分から農業所得簡易計算を適用される方は、農業に係るすべての収入関係書類等を準備願います。

農業所得簡易計算による農業所得の計算方法は、総収入金額（雑収入を含む）×所得率―事業専従者控除Ⅱ農業所得金額となります。

◆発行と印刷◆

（社）角田市農業振興公社
 〒981-1505 宮城県角田市角田字大坊22
 電話 (0224) 632328
 FAX (0224) 611521
 URL <http://www.kakunou.or.jp/> E-mail kakuda@kakunou.or.jp

パソコンでかんたん複式簿記

パソコンと専用のソフトを使って青色申告のための収支計算と複式簿記を行うために、アグリパソコン研究会に入会しませんか。研究会は、記帳を通して経営分析等を行い、経営の合理化と改善を主な目的とするほかに、次のような活動をしています。

○公社を会場に月二回、パソコンによる簿記入力を中心とした定例会を開催。

○公社、大河原地域農業改良普及センター、JAみやぎ仙南の職員より入力作業等の各種支援を受けています。

○税務研修会、パソコン操作講習会の開催。

現在の会員は三十九名、年会費は千円です。みなさんのご参加をお待ちしています。

詳しくは、研究会事務局（角田市農業振興公社）まで。

